

高砂市民病院新病院建設基本構想・基本計画策定支援業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

この要領は、高砂市民病院新病院建設基本構想・基本計画策定支援業務委託の受託事業者(以下「受託者」という。)を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、必要な事項を定める。

1 業務概要

(1) 業務名

高砂市民病院新病院建設基本構想・基本計画策定支援業務委託(以下「本業務」という。)

(2) 業務内容

別に定める高砂市民病院新病院建設基本構想・基本計画策定支援業務委託特記仕様書(以下「業務委託仕様書」という。)のとおり。

なお、策定にあたっては、「高砂市民病院将来構想」(令和6年1月策定)及び「高砂市民病院の将来予測の結果による経営形態」(令和7年12月策定)等の内容を踏まえること。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 予算額(契約限度額)

19,300千円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 参加資格

本業務の公募型プロポーザル方式による受託者の選定に参加することができる者は、法人又は法人がグループを構成する団体で次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高砂市指名停止基準(平成6年高砂市訓令第13号)に基づく指名停止を受けていない者であること。

(3) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年高砂市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 国税(法人税及び消費税をいう。)、地方消費税及び本市が賦課する税について滞納していない者であること。

(6) 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に、公立病院において、本業務と同種又は類似の業務について、地方公共団体又は公立病院と契約実績を有する者であること。

- (7) 業務委託仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

3 選定方法

(1) 選定委員会の設置

受託者の選定のため、高砂市民病院新病院建設基本構想・基本計画策定支援業務委託に係るプロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(2) 審査方法

企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションについて、別に定める「高砂市民病院新病院建設基本構想・基本計画策定支援業務委託事業者選定評価基準表」に基づき、選定委員会が総合的に評価し、評価点の最も高い参加者を優先交渉権者として決定する。

※合計点数が6割を超えない場合は、失格とする。

(3) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーション20分、質疑20分程度とする。
- ② 説明用資料は企画提案書とは別に作成し使用することができる。ただし、企画提案書などの応募書類に記載されていない事項を、新たに追加することは認めない。
- ③ 会場への提案者入場は4名以内とする。このうち、本業務における総括責任者及び業務担当(責任者)は必ず出席すること。
- ④ プロジェクタ、スクリーン、液晶モニタ、HDMI ケーブル、延長コードは市が用意する。パソコン及びその他必要な関連機器は提案者が用意すること。
- ⑤ 順番は、本市が企画提案書等を受理した順で実施することとし、時間、場所の詳細は企画提案書等の提出締切後、速やかに連絡する。

4 企画提案スケジュール

(1) 参加申込書、企画提案書、見積書等の提出

① 受付期間

令和8年4月10日(金)から令和8年4月22日(水)まで
(土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで)

② 受付場所

高砂市政策部市民病院将来構想推進室
〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

③ 提出方法

持参又は郵送(宅配便可)により提出すること(提出期限必着)。

郵送(宅配便)で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とし、発送後には発送した旨の電話連絡を本市に対して行うこと。

※提出された書類は、審査結果にかかわらず返却しない。

(2) プレゼンテーションの実施

令和8年4月28日(火)

(3) 受託候補者との協議

決定された優先交渉権者と本業務について協議を行うものとし、協議が整った場合は、随意契約の方法により契約を締結する。契約の締結に至らなかった場合は、本プロポーザルの次点者を新たな受託候補者として、協議を行う。

(4) 契約の締結

令和8年5月上旬の契約締結を予定している。なお、高砂市契約規則(平成7年高砂市規則第3号)第30条の規定により、契約金額が500万円以上となる場合は、契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として納めなければならない(原則として履行保証保険へ加入することとし、これをもって保証金の納付に代える)。

5 提出書類

- | | |
|---|----------------|
| (1) 公募型プロポーザル参加申込書(様式第1号) | 1部 |
| (2) 誓約書(様式第2号) | 1部 |
| (3) 法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの納税証明書
(様式その3の3 この公告の日以後に証明されたもので写しでも可) | 1部 |
| (4) 市税完納証明書 | 該当する場合、1部または2部 |
| ※本社が高砂市内にある場合は本社用1部、受任者が高砂市内にある場合は本社用と受任者用の計2部(申請法人名義のもので、この公告の日以後に証明されたもの) | |
| (5) 会社概要(様式任意) | 1部 |
| (6) 過去5年間の業務実績(様式第3号)、業務実績表(様式任意) | 10部 |
| (7) 本業務の実施体制(様式第4号) | 10部 |
| (8) 企画提案書(様式任意) | 10部 |
| A4判(A3判の折込みも可)とし、縦横は問わないが横書きとする。 | |
| ① 10部のうち正本は1部、副本は9部とする。 | |
| ② 表紙は「高砂市民病院新病院建設基本構想・基本計画策定支援業務 提案書」とし、正本には提案者名を記載し、副本には提案者名を記載しないこと。 | |
| ③ 国の指針を参考とし、調査や報告書の提出の際に他に提案できる項目等について、その意図やメリット等を含め記載すること。 | |
| ④ 業務委託仕様書の各項目の内容を踏まえ、評価基準の審査項目に従って記載することとし、記載順序も当該審査項目のとおりとすること。 | |
| ⑤ 言語は日本語とし、専門用語には解説を付け、平易な表現を心掛けること。 | |
| (9) 見積書及び内訳書(様式任意) | 正本1部、副本9部 |
| ① 見積書には人件費、物件費その他の諸経費を含む。 | |
| ② 見積書には社印及び代表者印を押印すること。 | |
| ③ 提案上限額19,300千円(消費税及び地方消費税を含む。)を超える金額を記載した場合は、失格として取り扱うので留意すること。 | |
| (10) (6)から(9)までは、正本、副本に併せて、CD等電子媒体も提出すること。 | |

(11) 高砂市指名競争入札参加資格者名簿に登載されていない者は、次の書類を提出すること。

書類 各1部	内 容
登記事項証明書	この公告の日以後に証明されたもの(写し可)
決算報告書	直前1年間のもの
委任状	支店等が参加申込みをされる場合、委任者は本店とし、受任者は支店等とすること。 内容:見積り、契約締結、保証金の納付、契約履行、契約代金の請求及び受領等 ※委任期間は、申込書類等の提出日以前の日から令和9年3月31日まで

6 質疑応答について

実施要領もしくは仕様書に関する質疑がある場合には、質疑書(様式第5号)により以下の期日までにメールにて提出するものとする。(メールのタイトルは「高砂市民病院新病院建設基本構想・基本計画策定支援業務委託に関する質疑について」とし、メール送信後には電話による到着確認を行うこと。)

回答に関しては、質問者に対しメールで回答を行うほか、市ホームページに公開する。なお、この業務の優先交渉権者の選定において公平性を保てないと判断される質問には、回答を行わない。

質疑提出期限 令和8年4月7日(火)17時

回答書配付 令和8年4月10日(金)13時

7 結果通知(予定)

選考結果については、後日参加者全員に通知する。また、評価点の合計及び順位を本市ホームページにおいて公表する(優先交渉権者以外は応募者名を特定できない形で公表)。

なお、審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求及び異議の申立ては、受け付けない。

8 プロポーザルの中止

- (1) 高砂市は、参加者が相通じ、又は不穏な行動をなす場合において、この公募型プロポーザルを公正に実施することができないと認められるときは、このプロポーザルの実施を延期し、又は取りやめることができる。
- (2) 高砂市は、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、この公募型プロポーザルの実施を延期し、又は取りやめることができる。この場合における損害は、参加者の負担とする。

9 その他

- (1) 受託者選定における会議は非公開とし、会議内容、評価内容についても公表しない。
- (2) 提出書類のうち、応募者の信用情報、ノウハウ等が含まれるもの以外については、公表する
場合がある。
- (3) 本プロポーザル実施に関して応募者が必要とした費用は、全て応募者の負担とする。

〔提出先・問合せ先〕

高砂市政策部市民病院将来構想推進室

担当者:稲岡

〒676-8501

高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

電 話:079-441-7110

FAX:079-442-2229

E-mail:tact1340@city.takasago.lg.jp

(公告の日から契約締結までのスケジュール(再掲))

内 容	日 程
1 公告及び実施要領の公表	令和8年4月1日(水)
2 質問書の受付	令和8年4月1日(水)から同月7日(火)まで
3 質問に対する回答	令和8年4月10日(金)
4 参加申込書、企画提案書等の提出	令和8年4月10日(金)から同月22日(水)まで
5 プレゼンテーションの実施	令和8年4月28日(火)
6 選定結果の通知	令和8年5月1日(金)
7 最優秀提案者等の交渉	令和8年5月1日(金)から5月上旬まで
8 契約締結	令和8年5月上旬